

基本方針

限りある土地を有効に活用し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の創出を図るため、土地利用の基本的方向を示すとともに、自然と調和した総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

施策を実現するための主要事業

- 自然と調和した土地利用計画の策定**
 - ・市域全体の土地利用の方向性を定めるために、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用計画の調査研究を行います。
 - ・一体的、計画的なまちづくりを目指すため、都市計画マスタープランを策定します。
 - ・農用地の機能を明確にし、集団的な農地利用を推進するため、農業振興地域整備計画の見直しを行います。
- 都市計画の見直し**
 - ・市域全体の計画的な土地利用を推進するため、県と連携し、若宮地区を準都市計画区域に指定し、さらに、都市計画区域の拡大について検討を行います。
 - ・市街地の状況や開発の動向を踏まえて、用途地域の見直しに取り組みます。
- 都市計画基本図・GIS(地理情報システム)の整備**
 - ・市域全体の都市計画基本図、管内図を作成し、GIS(地理情報システム)の整備を図ります。
- 国土調査の実施**
 - ・個人の権利や財産を尊重し、国土の開発、保全、利用の高度化を図るため、国土調査10ヵ年計画(平成19年度から平成24年度)を基に、国土調査を推進します。
- 環境と調和した開発の誘導**
 - ・土地利用計画や用途地域に基づき、環境と調和した開発を誘導します。
 - ・遊休地化した炭鉱跡地の有効活用を図るため、緑地や環境共生型市街地の整備を誘導します。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成19年度)	目標(平成24年度)	担当課
	国土調査の進捗率 (実施面積/若宮市調査面積123.45km ²)	1.46%	7.03%	産業振興課
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	準都市計画区域の指定 (若宮地区における森林地域などを除く範囲)	平成19年度	平成20年度	建築都市課
	都市計画マスタープランの策定	平成20年度	平成22年度	
	用途地域の見直し	平成22年度	平成24年度	
	都市計画基本図・GIS(地理情報システム)の整備	平成18年度	平成20年度	
	農業振興地域整備計画の見直し	平成19年度	平成22年度	産業振興課

都市計画マスタープラン
都市づくりを目指す概ね20年後の将来像を描くビジョン、具体的な土地利用規制を定める都市計画を立案する上で指針となるもの。

都市計画基本図
地形図のこと。都市計画基本図と言えば、概ね2,500分の1の図面を指し、これをもとに様々な縮尺の図面が作成される。GIS(地理情報システム) デジタル化された地図(地形)データに、様々な情報を重ね合わせて表示・編集したり、分析するシステム。

農地転用面積
農地転用面積は、4条許可と5条許可の合計面積。4条許可、5条許可とも、農地を農地以外のものにする場合に必要農地法に基づく知事の許可のこと。
ha
1ha=10,000m² 町

第2章 個性豊かな快適生活のまちづくり



第1節 調和のとれた土地利用の促進 建築都市課 / 産業振興課 / 企画財政課

現状と課題

市域の大半が、山林や農地などの自然的土地利用が占めるなど、豊かな自然環境や心休まる農村風景はまちの魅力です。また、石炭産業の隆盛と衰退、自動車産業やIC産業などの企業立地、沿道サービス施設の立地、生活様式の変化などにより、土地の利用形態や生活基盤などが変化してきました。

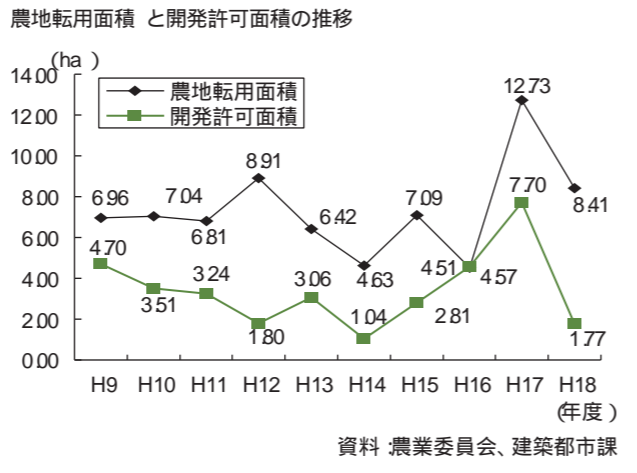
近年、企業立地の進展に伴い、主要地方道福岡直方線沿いの本城地区や、トヨタ自動車九州(株)周辺地区において、集合住宅や店舗、工場などの開発が進んでいます。農地の宅地化が進む一方、宮田地区に残存する遊休地化した炭鉱跡地では宅地化などが進んでおらず、市街地の一体性やまちの景観を阻害する要因となっています。

宮田地区は、都市計画区域 内で平成19年10月に用途地域 を指定し、計画的な土地利用の規制や誘導に努めてきました。一方、若宮地区は都市計画区域外であるため土地利用に関する規制は開発許可制度などに限られるなど市域内において格差が生じており、一体的なまちづくりが困難な状況です。市域を一体的に捉え、豊かな自然環境と快適な生活環境が調和した土地利用を促進するため、新たなまちづくりに対応する土地利用計画が必要です。

まちづくり3法の改正を受け、平成19年度から福岡県により、若宮地区における森林地域などを除く範囲を準都市計画区域 に指定する作業が進められており、これにより建築時に接する道路の幅などに宮田地区同様のルールが生じます。さらに市域全体を一体の都市

として総合的に整備、開発、保全を図り、快適な生活環境を創出するためには、都市計画マスタープラン の策定を行い、都市計画区域の拡大や用途地域の指定などについて検討し、土地利用の指針を定めることで計画的なまちづくりに取り組むことと合わせ、優良な農地の保全と利用を図るため農業振興地域整備計画の見直しを進めることが必要です。これらの調査や計画の基本となる市域全体の都市計画基本図 の作成、GIS(地理情報システム)の整備を平成18年度より進めており、今後も計画的な事業展開が必要です。

また、国土調査については、個人の権利、財産を尊重し、土地の開発、保全、利用の高度化を図るため、平成19年度から一筆ごとの土地について調査や測量を行っています。平成18年度末現在で1.46%の進捗率であることから、今後も計画的な事業の推進が必要です。



都市計画区域
健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法や関連する法令の適用がなされる区域。
用途地域
都市計画法に定める、商業地域や工業地域といった土地利用の区分。用途地域を指定することで、地域ごとに建物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどが規制・誘導される。

まちづくり3法
都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称。大規模店の立地による交通渋滞や中心市街地の衰退などの問題を受け改正された。(大規模小売店舗立地法は指針が改正)

準都市計画区域
土地利用の整序や環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれのある区域を指定し、開発や建築の水準を一定に保つ。

第2節 中心拠点、地区拠点の整備

企画財政課 / 社会教育課 / 健康増進課 / 人権福祉課 / 建築都市課

現状と課題

宮若市まちづくり計画(新市建設計画)を基本とし、基本構想において、市役所を中心とした地区を中心拠点、若宮総合支所を含めた地区を地区拠点として位置付けています。

中心拠点は、旧宮田町の中心地区であり、市役所や文化施設、警察、消防署、金融機関、商業施設などの多様な施設が立地する地区です。しかし、現在、商業施設が衰退してきていることや道路整備が遅れていることなど、市民が気軽に安全に集まる中心的な市街地となっていない状況です。このため、中心拠点では、宮若市に不足している施設を補いながら、多様な機能の集積と、道路や環境の整備、改善を図ることにより、宮若市の顔にふさわしい市街地の形成を図ることが求められています。

一方、地区拠点は、旧若宮町の中心地区であり、中心拠点と同様に多様な施設が立地しています。しかし、若宮総合支所をはじめとした公共施設は老朽化が激しく、バリアフリーなどの整備も遅れています。また、宮若市誕生により、若宮地区での行政サービスの低下やコミュニティ機能の低下なども懸念されています。このため、地区拠点では、老朽化した公共施設を整理統合し、行政サービス機能を有した新たな協働のまちづくりの拠点形成を図るとともに、歩道の整備などを行うことにより、誰もが気軽に立ち寄れる地区コミュニティの核となる市街地の形成を図ることが求められています。



中心拠点となる宮田地区の航空写真。



地区拠点となる若宮地区の航空写真。

バリアフリー
高齢者や障害者が自立して生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除くこと。なお、物理的障壁だけでなく、偏見など人と人を隔てる障壁まで含めることもある。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

生涯学習拠点施設の整備
第5章第3節に掲げるものと共通の事業。

基本方針

市民が集い、交流し、安全で快適な暮らしができるように、生涯学習や保健福祉などの多様な機能の集積を図るとともに、道路や河川などの環境整備を図ることにより、宮若市の顔として、魅力ある中心拠点の形成を目指します。

また、行政サービス機能を有した協働のまちづくりの拠点施設の整備を図るとともに、歩道の整備など安全で快適な環境づくりを進めることにより、ふれあい、文化、交流拠点としての地区拠点の形成を目指します。

施策を実現するための主要事業

中心拠点の整備

- ・中心拠点して多様な機能の集積を図るため、図書館を核とする生涯学習拠点施設、総合保健福祉施設の整備を推進します。
- ・中心拠点内を安全、快適に移動できるよう歩行空間の確保と施設案内サイン(標識)の整備を行います。
- ・潤いのある中心拠点の形成を図るため、犬鳴川の河川空間を利用して、公園や公共施設利用者のための駐車場の整備を推進します。

地区拠点の整備

- ・行政サービス機能を有した協働のまちづくりの拠点形成を図るため、若宮コミュニティセンターを整備します。
- ・安全、快適に移動できる地区拠点の形成を図るため、歩行空間の確保や施設案内サインの設置などを行います。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	生涯学習拠点施設の整備	平成19年度	平成23年度	社会教育課
	総合保健福祉施設の整備	平成20年度	平成24年度	健康増進課
	若宮コミュニティセンターの整備	平成19年度	平成22年度	企画財政課
	施設案内サイン整備事業	平成19年度	平成24年度	

総合保健福祉施設の整備
第4章第3節・第5節に掲げるものと共通の事業。

若宮コミュニティセンターの整備
第6章第2節に掲げるものと共通の事業。

第3節 住宅・市街地の整備

企画財政課 建設課 建築都市課

現状と課題

宮若市の国勢調査 人口は、平成 7年 32,197人、平成 12年 31,225人、平成 17年 30,630人と減少し続けています。自動車産業や IC産業の大型企業が立地するなど企業誘致に一定の成果を収めたものの、従業員の市内定住は思うように進んでいない状況です。また、市民意識調査では、宮若市に住み続けたいと考えている人は回答者の 割程度であり、今後の人口流出についても懸念されます。

しかし、平成 16年にトヨタ自動車九州(株)が増産体制を図り従業員を大幅に増やしたことを受け、平成 17年は前年に比べわずかに人口が増加に転じました。その受け皿として、民間賃貸住宅の建設が進んでいますが、賃貸住宅に居住する世帯がそのまま宮若市内に持家を取得し定住したいと思えるまちづくりを進めていく必要があります。このため、住宅マスタープランを策定し、市営住宅だけでなく宮若市における全ての住宅政策の基本的な方向を定め、良質な住宅供給や良好な住環境の形成を図る必要があります。また、市有地についても住宅供給に利活用できるように調査を行うとともに、福祉分野や教育分野などを含めた総合的な定住促進策を確立し、広く情報発信していくことが必要です。

平成 18年度末現在、宮若市内には、市営住宅 1,367戸、県営住宅 138戸の合計 1,505戸の公営住宅が存在し、市内全世帯数に対する割合は、県全体や周辺市と比較して高い状況です。市営住宅は全体の約 割が耐用年限を過ぎており、また、バリアフリー に対応した住宅も鍋田団地のみで、道路などの団地内施設のバリアフリー化も遅れており、十分な居住水準を満たしていません。居住者の高齢化が進行する中で、安全で快適な市営住宅を提供するため、住宅マスタープランを基本に、適

正な管理戸数などの方針を定めた上で、計画的な建替えや適正な維持管理を進めていくことが必要です。

全世帯数に対する公営住宅(県営+市営)・市営住宅の割合の比較
(平成 19年 月末現在)

市町村名	公営住宅の割合 (公営住宅数/全世帯数)	市営住宅のみの割合 (市営住宅数/全世帯数)
宮若市	11.8%	10.7%
福岡県全体	6.9%	-
直方市	11.9%	6.4%
飯塚市	9.5%	6.3%
宗像市	1.6%	1.1%
福津市	4.2%	1.2%

資料 建築都市課

基本方針

積極的な定住を促すため、住宅施策における基本的な方向を定め、良質な住宅供給や良好な住環境の形成を図るとともに、総合的な定住促進策を実施していきます。また、管理戸数の適正化などについて方針を定め、安全で快適な市営住宅の提供に努めます。

施策を実現するための主要事業

住宅マスタープランの策定

・持家・民営借家・市営住宅などを含めた、今後の宮若市の住まいづくりの基本的方向を明確にし、良好な居住環境の形成を図るため、住宅マスタープラン(市営住宅ストック総合活用計画を含む)を策定します。

定住促進策の実施

・民間活力を活かした住宅団地の開発などによる住宅や宅地の供給を図るため、住宅地として供給可能な市有地について調査と分類を行い、情報を提供します。
・定住促進のため、市有地を個人の住宅地として提供する方法(賃貸、売り払いなど)について調査検討を行います。
・住宅建築に対する各種支援の検討をはじめ、就学前までの乳幼児医療の無料化など、現在行っている財政支援のさらなる充実に向けて調査検討を行い、子育て支援や教育環境の充実と結びつけ、宮若市の定住促進策として広く発信していきます。

市営住宅の整備と管理

・市営住宅の建替えや維持管理、用途廃止を計画的に行うため、管理戸数の適正化などについて方針を定めた市営住宅ストック総合活用計画を策定します。
・市営住宅の建替えに当たっては、住居や団地内施設のバリアフリー化に努めます。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	住宅マスタープランの策定 (市営住宅ストック総合活用計画を含む)	平成 20年度	平成 20年度	建築都市課
	市有地の有効活用に関する調査	平成 19年度	平成 21年度	企画財政課
	定住促進策の実施	平成 19年度	平成 24年度	

国勢調査
日本国内の人口、世帯、就業者からみた産業構造などの状況を地域別に明らかにする統計を得るために5年ごとに行われる、国の最も基本的な統計調査。国や地方公共団体における様々な施策の立案・推進に利用される。

バリアフリー
高齢者や障害者が自立して生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除くこと。なお、物理的障壁だけでなく、偏見など人と人を隔てる障壁まで含めることもある。

基本方針

市民の利便性の向上と交流人口の増大、産業の振興を目指し、地域の拠点をつなぐ生活幹線道路や県道を中心とした幹線道路の整備を推進します。また、安全で利便性の高い住環境を確保するため、住宅地内の生活道路の整備、地域と一体となった維持管理に努めます。

路線バスについては、利用促進に向けた情報提供や運行方法の検討などによって収支の改善を図るとともに、関係機関と連携を密にし、公共交通手段の確保に努めます。

施策を実現するための主要事業

幹線道路の整備

- ・地域活動の活性化と近隣都市との交流や連携を図るため、地域や企業との調整、協力を行いながら、問題や課題を整理し、県に具体的な県道整備に向けた対応を要望します。
- ・産業の振興を図りながら、地域の安全性を確保するため、県道や地域の拠点をつなぐ幹線市道や物流ルートなどの整備を行います。

生活道路の整備

- ・生活道路の維持管理については、市民の要望を把握し順次対応に努めるとともに、資材の提供を行うなど地域と行政が一体となって維持管理を行う仕組みづくりについて検討を行います。
- ・日常生活の利便性と安全性を高めるため、住宅市街地などの生活道路の整備を促進するとともに、歩道の整備など安全な歩行空間の確保に努めます。

道路内民地の確定処理

- ・市道の改良や維持管理を促進するため、道路内民地の処理について統一した方針を示すとともに、処理が可能な土地について計画的に対応を行います。

生活交通手段の確保

- ・市が委託し運行している代替バス路線については、今後も路線の維持、存続を図るとともに、運行事業者と協議を行い、運行経路の見直しや車両の小型化を図るなど一層の収益改善に努めます。また、バスの運行に関する情報を積極的にを行うなど、利用促進に向けた取り組みを行います。
- ・JR九州バスや西鉄バスによる民間路線については、沿線市町や事業者との連携を密にし、市民へ情報提供を行うなど、利用促進に向けた取り組みを行います。
- ・福祉有償運送や社会福祉協議会の福祉バスなどを含めた生活交通手段の確保に努めます。
- ・地域における新たな交通手段として自治体主導のコミュニティ交通（循環コミュニティバス やデマンドバス など）が導入されており、宮若市においても導入可能な運行手段について検討を行います。

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
国県道整備対策室	県道 室木下有木若宮線の整備（単線化） （芹田西交差点<旧町境>～宮田団地間の供用開始）	平成 12年度	平成 24年度	
	県道 飯塚福間線の整備 （飯塚市境～千石峡入口間の供用開始）	平成 4年度	平成 22年度	
建設課	広域産業循環道路 勝野長井鶴線の整備 （長井鶴～所田間と菅牟田～小竹町境間の供用開始）	平成 9年度	平成 22年度	
	福丸下有木線の整備 （水原交差点付近～下有木駐在所付近）	平成 20年度	平成 24年度	
	下口尾勝線の整備 （下口橋付近～百合野交差点付近）	平成 14年度	平成 20年度	

デマンドバス
デマンド方式とも呼ばれ、乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行するバスをデマンドバスという。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

第4節 道路・交通網の整備

国県道整備対策室 / 建設課 / 商工振興課

現状と課題

まちの骨格となる広域的な幹線道路は、主要地方道が 6路線、一般県道が 6路線、広域産業循環道路が 6路線となっており、さらに、九州自動車道が通過し、市内に若宮インターチェンジが設置されています。また、幹線道路を補い、市民の日常生活を支える市道は平成 18年度末現在で 1,303路線（473,509m）となっています。

広域的な幹線道路の整備が遅れているため、平成 18年 9月に国県道整備対策室を発足させ、組織体制の充実を図り、事業促進に取り組んでいます。今後も地域における問題点や課題を把握し、具体的な対応を県に働きかけ、幹線道路の整備を促進することが必要です。

市道については、宮田団地を核とする物流ルートの確保を中心に、年次的に整備を実施してきました。しかし、近年、企業の立地が一層進んだことなどを要因に交通量が増加しており、渋滞の解消や市民の安全確保が求められています。平成 18年度末現在、幹線市道 56路線（延長 106,321m）のうち、39,649mは歩道整備が済み、整備率は 37.3%となっています。道路の整備と合わせて、計画的に歩道を確保していくことが必要です。

住宅市街地や農村集落などにおける生活道路についても、歩行者の安全確保と生活環境の向上のため整備を図ることが必要です。また、市民からの要望に対応することを基本に、計画的に維持管理や改良を行っていますが、1,303もの路線を快適な移動空間として保持するには、地域の理解と協力が不可欠です。定期的な草刈りや簡易な補修などを自ら行う地区も多数あり、こうした取り組みが広く市民や地域に受け入れられる仕組みづくりを検討することが必要です。

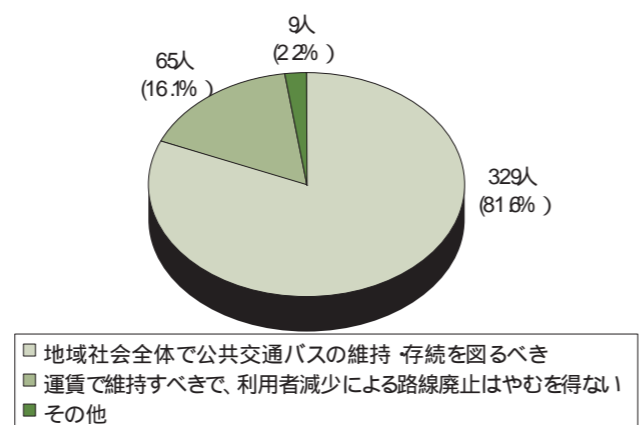
宮若市の公共交通は、バスが唯一の交通手段となっており、平成 15年以降に廃止された 6路線について、現在、市が観光バス会社やタクシー会社に委託し、代替運行を行っています。この代替運行によるバス路線は

年間 56,600人（平成 18年度）の利用があるものの、年間運行経費約 3,280万円に対し、運賃収入は約 900万円しかなく、差額（2,380万円）は市が代替運行事業者に補助金を支出しています。また、都市間を結ぶ路線については、JR九州バスや西鉄バスにより運行されていますが、どの民間路線も利用者数が伸びず収支は赤字となっており、路線によっては国と県の補助金が交付されている現状となっています。

平成 18年度にバス運行の検討を行うために実施したアンケート調査（無作為抽出 1,000人、回収率 45.9%）によれば、回答者の 8割以上が「地域全体で公共交通バスの維持存続を図るべき」と回答し、また、赤字補填の補助金の投入についても回答者の 7割近くの人が必要性的に理解を示す結果となっています。

このような結果から、代替バスの運行については今後も必要な施策として継続していくことが必要ですが、収支の改善を図るためには関係機関や団体、地域と連携し、利用者を増加させることや効率的な運行を確保していくための取り組みが必要です。さらに、現行の路線についても新たな運行方法について調査検討するとともに、路線廃止など情勢の変化に即座に対応できるような体制の確保に努める必要があります。

公共交通バス路線の維持・確保の意向



広域産業循環道路
長井鶴から小竹町勝野までを結ぶ建設中の道路。若宮インターチェンジと国道 20号線を結び、広域的な産業振興を図る目的を持つ。

交流人口
通勤・通学をはじめ、買い物、観光、レジャーなど、さまざまな目的で、他地域から訪れる人口のこと。

コミュニティバス
地域住民の交通の利便性向上を目的として、地方公共団体が何らかの形で運行に参与している乗り合いバスを一般的にコミュニティバスという。

第5節 公園・緑地の整備

建設課 / 商工振興課 / 企画財政課 / 地域振興課 / 社会教育課

現状と課題

公園や緑地は、市民が自由に集い、憩い、遊ぶ場であるとともに、緑を保全し、生活空間に潤いと安らぎを与える環境保全機能や景観形成機能を持っています。市内には、太宰府県立自然公園内の「いこいの里 千石」をはじめ、「犬鳴ダム司書の湖周回公園」、「楽水之径(遊歩道)」、「犬鳴川河川公園」、「有木公園」など、自然景観を活かした公園を整備しています。また、追い出し猫の由縁がある「猫塚公園」や貸し農園を備えた「200年公園」、交通指導に利用される「長井鶴交通公園」なども特色ある公園として、市民に利用されています。今後も多くの市民が快適に利用できるよう、施設を適切に管理し、バリアフリー化などに取り組む必要があります。

近年、国土交通省が市民や地域自治体の意見を取り入れた河川環境の整備に力を注いでいることから、国土交通省や関係団体と協議を行いながら、市民のニーズに合った、河川堤防を中心とした公園づくりを推進する必要があります。

身近な公園や広場については、住宅団地の開発に伴って造られたものが多く、遊具などに老朽化が見られます。子どもたちの安全確保のため、定期的な点検を実施するとともに、地域活動の一環として、地域コミュニティの主体的な維持管理を促進する必要があります。

公園・緑地の特徴的な維持管理としては、犬鳴川河川公園や200年公園などの市民と協働した管理が挙げられます。これらの公園は、まちづくりの一環として計画段階から市民団体の意見を取り入れており、公園の完成後も市民団体がボランティアで除草や植栽を行うなど、行政と協働した維持管理が継続されています。今後はこのノウハウを活かし、積極的に公園や緑地に

ついて、市民や地域コミュニティと協働した維持管理を推進することが必要です。また、「いこいの里 千石」キャンプ場は、指定管理者制度を導入していますが、民間に施設運営を委ねることによって期待される管理経費の削減や集客に対する工夫などの制度の効果が現れておらず、今後、制度の効果が十分発揮できるように検討を行う必要があります。

工場などの建設に対しては周辺の自然景観が損なわれないよう、県や企業と連携しながら緑地の確保を促進する必要があります。また、遊休地化した炭鉱跡地についても、公園整備などによる景観の回復、憩いの空間としての整備を行う必要があります。



犬鳴ダム司書の湖周回公園



犬鳴川河川公園



猫塚公園



いこいの里 千石

基本方針

ゆとりある市民生活の確保を目指し、自然景観を活かした公園や緑地の整備を進めるとともに、市民や地域コミュニティと協働で行う維持管理を推進します。また、自然景観の維持を図るため、県や企業と連携しながら、緑地の確保を促進します。

施策を実現するための主要事業

- 公園の整備と利用促進
 - 保健センターパレットから福丸地区の錦橋までの犬鳴川堤防を、地域と協働で維持管理を行う遊歩道の公園として整備を推進します。
 - 既存の公園や緑地の整備充実を図るとともに、公園の利用促進に向けた活用方法について調査検討を行います。
- 維持管理体制の充実
 - 公園機能を一層有効に発揮させるため、維持管理体制の充実に努めるとともに、市民や地域と協働した維持管理を推進します。指定管理者による維持管理については、制度の効果が発揮されるよう検討を行います。
 - 現在、市民と協働で維持管理を行っている公園については、新たな人員の確保を図り、組織の育成・強化に努めます。
- 緑地の保全と緑化の促進
 - 県や企業と連携を図りながら、工場などにおける緑地の確保を促進します。
 - 市域内に残る遊休地化した炭鉱跡地の緑化と有効活用を図るため、毛勝地区の露天掘跡地については多目的広場として整備を推進します。



保健センターパレット側から若宮総合支所側(錦橋側)を望む犬鳴川堤防の風景。



鞍手龍徳高校の協力のもと、200年公園の芝生への砂まき作業を実施しました。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	市民と協働で管理する公園や緑地の数	3カ所	4カ所	商工振興課 / 企画財政課 / 地域振興課
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	若宮地区遊歩道の整備	平成24年度	平成25年度	地域振興課

バリアフリー
高齢者や障害者が自立して生活するうえで行動の妨げとなる障壁を取り除くこと。なお、物理的障壁だけでなく、偏見など人と人を隔てる障壁まで含めることもある。

指定管理者制度
平成18年9月の地方自治法の改正により、従来の管理委託制度に代わって、公園や運動施設、会館等の公の施設の管理運営を民間事業者、その他の団体等に委託できる制度。

主要指標、現状の3カ所
現状の3カ所は、犬鳴川河川公園、200年公園、宮田団地若宮地区内公園の3カ所。

主要指標、目標の4カ所
目標の4カ所は、現状の3カ所に若宮地区遊歩道を加えた数字。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

第6節 消防・防災・防犯・交通安全の充実

総務課 建設課 企画財政課

現状と課題

近年、地震や台風、大雨などの自然災害や子どもを狙った凶悪犯罪、飲酒運転による交通事故などが多発しており、市民の安全・安心なまちづくりに対する関心が高まっています。

常備消防(消防署)については、直鞍地区2市2町で構成された広域市町村圏事務組合において、直方市を除く市町で運営されています。平成18年度に消防組織法が改正され、国は消防体制の整備と充実を図るため、さらなる広域化を推進する方針を打ち出しています。市民が安心して生活できる消防体制の構築に向けて、県や関係市町と連携し広域化について十分な検討を行う必要があります。また、地域の安全を支える消防団については、平成18年度末現在で市内8分団に計380人が所属しています。今後も地域の消防力やコミュニティの維持向上を図るため、団員の積極的な確保を行うとともに、各分団の管轄区域の再編などを検討していく必要があります。

防災については、平成18年度に策定した「宮若市地域防災計画」をもとに、市民、事業者、行政が一体となって防災活動に取り組むことが求められており、計画の周知徹底を図ることが必要です。これまで、市民に対する防災訓練などは行われておらず、また、災害に対する啓発が十分でなかったことから、危機意識の向上が進まず自主防災組織がない状況となっています。このため、自主防災組織の育成に取り組むとともに、災害に備えた各種訓練を行うことが必要です。さらに、災害時の情報伝達方法について、現在は電話連絡や広報車による広報しか方法がない状況にあることから、迅速かつ的確な情報伝達手段の整備が必要です。

防犯活動については、自治会の防犯灯設置に対する補助金の交付や児童の下校時の防犯パトロールなどを

行っています。しかし、各種団体や機関がそれぞれで活動を実施しているため、全体的な防犯活動となっていない状況です。このため、各種団体や機関が一層連携、協力を図り、一体となった防犯活動が可能な体制を確立することが必要です。

交通安全については、近年、高齢者の交通事故が多発していることから、今後も関係機関と連携しながら、交通安全に関する啓発活動の強化を図るとともに、安全な道路交通環境を維持することが必要です。



市内8分団が一斉に会する消防出初式の様子。

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。

基本方針

市民の生命と財産を守り、安心した生活を営むことができるよう、関係団体や関係機関と連携、協力を図りながら、消防・防災・防犯体制の強化、交通安全対策の充実に努めます。

施策を実現するための主要事業

消防体制の充実

- 市民が安心して生活できる消防体制を構築するため、常備消防(消防署)の広域化について、県や関係市町と連携を図り十分な検討を行います。
- 地域における消防力の維持向上を図るため、ポスターの掲示やパンフレットの配布などによる募集を行い、消防団員の確保を推進するとともに、各分団の管轄区域の再編などを検討します。

防災体制の整備

- 災害への迅速な対応能力の向上を図るため、職員や市民に対する各種訓練を実施します。
- 地域での被害の防止、軽減を図るため、自主防災組織の育成に努めます。
- 市民一人ひとりの防災意識の向上を図るため、広報紙やホームページの活用をはじめ、様々な機会に啓発活動を行います。
- 災害時の情報伝達方法について、一斉情報伝達手段(防災行政無線など)の整備のための調査を行い、施設整備を推進します。

防犯体制の整備

- 地域、各機関や団体、行政が一体となった活動を行い、各組織が連携を強化し、全体として活動できる組織や体制づくりに努めます。

交通安全対策の充実

- 関係機関と連携して交通安全市民大会などを開催し、市民の交通安全意識の向上に努めます。
- 誰もが安全で快適に移動できるよう、道路交通環境の整備を推進します。



下校時には、児童見守隊が毎日街頭指導を行っています。

施策の目標値

主要指標	内容	現状(平成18年度)	目標(平成24年度)	担当課
	自主防災組織の組織率 (組織されている地域の世帯数/全世帯数)	0.0%	100.0%	総務課
計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	防災行政無線の整備	平成19年度	平成24年度	総務課

現状と課題

火葬場については、旧両町でそれぞれ建設されており、現在市内2カ所に火葬場があります。宮田火葬場が昭和28年に、若宮火葬場が昭和6年に建設されており、両火葬場とも建設から50年以上経過しているため、老朽化が著しく、現在は維持修繕を行いながら運営しています。火葬場の利用については、平成18年度の死亡者413名に対して、利用者が348名となっており、多くの方が市外の火葬場を利用している状況です。この要因として、老朽化した施設に対する遺族の抵抗感が考えられます。

このような状況から、合併前より旧両町で共同して

火葬場を整備することについて協議を重ねてきました。これまでの経過として、平成14年度から平成17年度にかけて、原田地区に約73,700㎡の用地を取得し、地域の十分な理解と協力が得られるよう具体的整備に向けた協議を継続しています。今後もこれまでの協議経過を踏まえながら、計画的に整備を推進していく必要があります。

また、整備までの間の利用者の利便性を確保するため、既存の火葬場の修繕、補修を行いながら施設の運営を行うことが必要です。

基本方針

老朽化した既存の2カ所の火葬場を廃止し、新たな火葬場整備に向けて計画的な整備を推進します。

施策を実現するための主要事業

火葬場の建設

- ・ 既存の火葬場は老朽化が著しく新たな火葬場が必要となるため、地域との協議を踏まえながら、火葬場の整備を推進します。
- ・ 整備までは、既存の火葬場を修繕、補修しながら運営に努めます。



若宮火葬場



宮田火葬場

施策の目標値

計画事業	内容	着手年度	達成年度	担当課
	火葬場の整備	平成20年度	平成22年度	環境保全課

計画事業
着手年度は実施設計に着手した年度とする。